東京都内に住所を有し、東京都立産業技術高等専門学校に在学する学生がいる保護者等の方へ

## 東京都立産業技術高等専門学校 奨学のための給付金制度のご案内

東京都立産業技術高等専門学校奨学のための給付金は、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費(教材、入学学用品費等)の教育費負担を軽減することを目的に、都道府県から支給される補助金です。

※高等学校等就学支援金や給付型奨学金(授業料軽減制度及び選択的学習活動支援制度)とは制度が異なりますので、支給を受けるためには、住所を有する都道府県へ別途申請手続きが必要になります。

### 1) 対象となる世帯

令和5年7月1日(基準日)時点で、次の**全ての要件**を満たしている世帯が対象です。

- 1. 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有すること ※実際に高等学校等就学支援金又は学び直し支援金を受給している必要はありません。
- 2. 次のいずれかに該当する世帯であること
  - ア 生活保護(生業扶助)受給世帯
  - イ 生業扶助を受けていない都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税の世帯 (都道府県民税所得割額と区市町村民税所得割額の合算額が世帯で0円の世帯)
  - ※生活保護受給世帯は、給付金の支給を受けることで生活保護の受給に影響が出る場合があります。 ※生活保護受給への影響に関してご不明点がある場合には、担当のケースワーカーにご相談ください。
- 3. 保護者(親権者)等が東京都内に住所を有していること
- 4. 学生が平成26年4月1日以降に東京都立産業技術高等専門学校に入学し、令和5年7月1日現在、在学していること
  - ※学生が児童養護施設等に入所又は里親に委託されており、措置費(見学旅行費又は特別育成費)の支 給対象となっている場合は対象となりません。

東京都外にお住まいの方は、お住まいの県にお問い合わせの上、お申し込みください。

上記のほかにも、<u>家計急変世帯</u>(家計急変による経済的理由から、保護者等全員の都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯)を対象とした給付を予定しています。詳細は、後日ご案内いたします。

## 【2】1人あたり給付額(年額)

- 世帯の構成員の状況によって給付額が異なります。別紙「対象確認シート」にてご確認ください。
- 学生1人につき、年1回、通算3回が上限です(学び直し支援金の受給資格を有する場合及び新入生への4月から6月分相当額の前倒し給付を除く。)。

世帯の区分 支給額(年額)

生活保護受給世帯 (生業扶助が措置されている世帯)

**32,300** ⊢

所得割額非課税世帯 (生業扶助が措置されている世帯を除く。) 117,100 円 または 143,700 円 \*\*

- ※ 世帯の構成員の状況によって給付額が異なります。別紙「対象確認シート」にてご確認ください。
- ※ 新入生への4月から6月分相当額の前倒し給付を受けている場合は、 上記支給額(年額)との差額が支給されます。

裏面に続く

## 3 提出書類

### 生活保護受給世帯

- ① 東京都立産業技術高等専門学校奨学のための給付金受給申請書
- ② 支払金口座振替依頼書(※1)
- ③ 通帳の写し(口座名義人、口座番号等が確認できるページ)(※1)
- ④ 生活保護受給証明書(令和5年7月1日時点で、生業扶助を受給していることが確認できるもの)
- ⑤ マイナンバー収集台紙(高等学校等就学支援金申請時に提出していない方のみ)(※2)

#### 所得割額非課稅世帯

- ① 東京都立産業技術高等専門学校奨学のための給付金受給申請書
- ② 支払金口座振替依頼書
- ③ 通帳の写し(口座名義人、口座番号等が確認できるページ)
- ④ 15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹の健康保険証の写し ※被保険者等記号・番号には、マスキング(黒塗り)を施してください。
- ⑤ 扶養申立書(指定様式)(※3 ※4)
- ⑥ マイナンバー収集台紙(高等学校等就学支援金申請時に提出していない方のみ)(※2)
- ※1 前年度以前に奨学のための給付金を受給された方で、振込先の口座に変更がない場合は提出不要です。
- ※2 マイナンバー提出用封筒に入れ、厳封の上提出してください。
- ※3 健康保険の写し(④)に「扶養者」、「被扶養者」等の文言が明記してあり、健康保険証から扶養者 を確認できる場合は、提出は不要です。
- ※4 健康保険の写し(④)に「扶養者」、「被扶養者」等の文言がなく、健康保険証から扶養者を確認できない場合は、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹について記載の上、ご提出ください。

非課税かどうかを確認したい場合は、お住まいの区市町村役所(場)の住民税窓口にお問い合わせください。

## 4 申請書類の配布場所

以下において申請書類を配布しています。

- ① 通学している都立高専の事務室(7月5日(水曜日)から配布を開始します。)
- ② 「奨学のための給付金」ウェブサイト(7月5日(水曜日)から東京都総務局ホームページに掲載予定です。) https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/08daigaku/kyuuhukin.html

(検索方法:東京都総務局企画計理課と検索→東京都総務局企画計理課HP→奨学のための給付金)

申請書類は、学校や東京都ではなく、都立産業技術高等学校就学支援金センター(委託先:株式会社日比 谷情報サービス)へ<mark>直接郵送</mark>してください。

※上記により対応が難しい場合は、以下問合せ先までお電話ください。

申込先 問合せ先 都立産業技術高等学校就学支援金センター(委託先:株式会社日比谷情報サービス) 【所在地】〒136-0071 東京都江東区亀戸6-8-5 【電話】03(5875)1211(平日午前9時から午後6時まで)

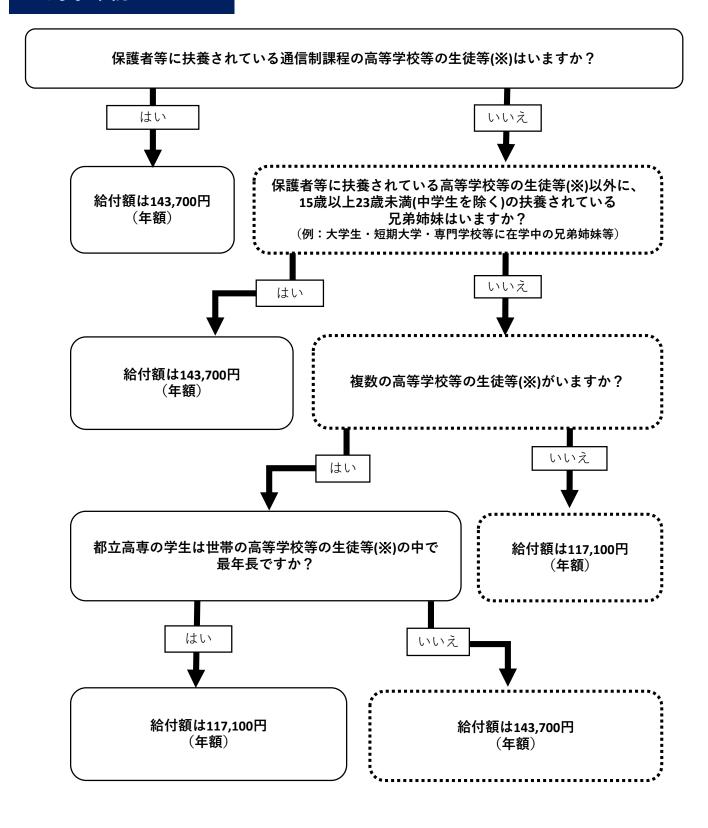
※申請書類の提出先・問合せ先は学校や東京都ではありませんので、ご了承ください。

申込期限

令和5年8月4日(金曜日) ※令和5年8月4日の消印有効

※漏洩、紛失等の事故防止のため、追跡可能な簡易書留などによる方法で提出してください。

# 対象確認シート



(※) 「高等学校等の生徒等」とは、奨学のための給付金の対象者を指し、奨学のための給付金の対象校 (国公私立のすべてを含む)の1~3学年です。